

## 東京大学先端科学技術研究センター 水素エネルギー分野

### 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

|        |   |
|--------|---|
| 職名及び人数 | 特任研究員 1名  |
| 契約期間   | 2025年12月1日 以降のなるべく早い日～ 2026年3月31日   |
| 更新の有無  | <p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は1回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>   |
| 試用期間   | 採用された日から14日間  |
| 就業場所   | 東京大学 先端科学技術研究センター 水素エネルギー分野 河野研究室<br>(東京都目黒区駒場 4-6-1)<br>変更の範囲：原則同一部局内  |
| 業務内容   | カーボンニュートラルに向けた水素技術に係る ISO/TC197 国際標準化及び国際連携の推進のための研究開発<br>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。  |
| 就業時間   | 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。   |
| 休日     | 土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)  |
| 休暇     | 年次有給休暇、特別休暇 等   |
| 賃金等    | 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額45万円～85万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）  |
| 加入保険   | 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入  |
| 応募資格   | <p>以下のいずれか又は複数の要件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) エネルギー関連企業および商社等においてエネルギービジネスに従事し、発電・電力マネジメント、再生可能電力のアセット開拓に従事した経験を有する者</li><li>2) 研究開発分野における従事経験があり、専門分野に特化した者(スペシャリスト)</li><li>3) 国内外の企業においてプロジェクトマネジメント経験を有する者</li></ol> |
| 提出書類   | 1)東京大学統一履歴書(以下のURLからダウンロードし作成すること。)<br><a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a><br>2)研究業績書(様式自由)   |
| 提出方法   | 上記書類の電子ファイルを以下2名にメール送付すること。<br>題名に[河野研究室職員応募]と付記すること。<br>tatsuoki@enesys.rcast.u-tokyo.ac.jp, yoshida@enesys.rcast.u-tokyo.ac.jp<br>※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。   |
| 応募締切   | 2025年11月3日(月)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 問い合わせ先      | 〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1<br>東京大学先端科学技術研究センター 河野研究室 担当:河野、吉田<br>TEL:03-5452-5720<br>e-mail: tatsuoki@enesys.rcast.u-tokyo.ac.jp, yoshida@enesys.rcast.u-tokyo.ac.jp  |
| 募集者名称       | 国立大学法人東京大学  |
| 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）  |
| その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしません。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul> |